

平成 21 年 3 月 13 日

各 位

(財)日本ゴルフ協会  
規 則 委 員 会  
委員長 村 津 敬 介  
(公印省略)

「樹木の巻物施設のローカルルール」の見直しについて

当協会ではこれまで必要に応じて、樹木の巻物施設に関して次のようなローカルルールを採用してきました。

「樹木保護のための巻物施設（巻網など）は樹木の一部とみなす。ただし、樹木の巻物にはさまった球は、罰なしに、その真下の地点から1クラブレンジス以内で、しかもホールに近づかない所にドロップすることができる。取り出した球はふくことができる。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。  
このローカルルールの違反の罰は、2打。」

この度、当協会規則委員会において、上記ローカルルールを見直しましたところ、次の理由から、このローカルルールを今後は採用しないことを決定いたしました。

- ① 樹木の巻物施設を樹木の一部とみなしながらも、罰なしの救済を認めていることは矛盾する。
- ② 木の枝に乗った球に対しては罰なしの救済がなく、樹木の一部とみなした巻物施設に挟まった球に対して罰なしの救済があることは公正ではない。
- ③ 巻物施設を定義どおり「障害物」として扱いたくない場合は、コースと不可分の部分とすることのほうが単純であり、プレーヤーにとっても分かりやすい。

今後、樹木の巻物施設に関してローカルルールを制定する場合の当協会の指針を別紙にまとめましたのでご参照ください。

なお、ローカルルールの制定は各競技の委員会の決定事項であり、定義どおり「障害物」として扱うか、コースと不可分の部分とするローカルルールを採用するかは各委員会によって判断されるものでありますことをご留意下さい。

平成 21 年 3 月 11 日  
(財)日本ゴルフ協会  
規 則 委 員 会

### 樹木の巻物施設の取り扱いに関する指針

競技を運営する委員会は、コースに巻物施設があり、プレーに影響を与えると考えた場合には、できる限り事前に撤去するか、また球が挟まらないように設置することを努力すべきである。以下は、このような措置をとることができない場合についての当委員会の指針である。

委員会が巻物施設を定義どおりの「障害物」として扱った場合、規則 24-2b 例外を適用すべきかどうかの判断が困難となる可能性もあり、規則上の紛議が生じる可能性がある。

委員会がこのような紛議を避けるために、樹木の巻物施設を定義「障害物」ではなく、木の一部とみなしたいと考える場合は、次のようなローカルルールの制定を勧める。

「樹木の巻物施設はコースと不可分の部分とする。」

「○番ホールの樹木の巻物施設はコースと不可分の部分とする。」

「○番ホールの樹木の巻物施設(鳥の巣箱を含む)はコースと不可分の部分とする。」

巻物施設をコースと不可分の部分として扱うローカルルールを制定した場合、巻物施設はもはや「障害物」ではないので、意図するスイング区域、スタンスなどに対して障害が生じても救済を受けることはできない。また、その巻物施設に球が挟まった場合、罰なしに救済を受けることはできず、打てないのであればアンプレヤブルの処置(規則 28)をとることになる。

以上